

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、住民基本台帳に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

令和8年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(住基法)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>宮津市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村及び本籍地に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コード及び個人番号の変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村基幹業務支援システム(住民記録システム) ・住基ネットGWサーバー ・市町村CS ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー・ソフトウェア ・申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳ファイル ・住基ネット本人確認情報ファイル ・住基ネット転出証明情報ファイル ・住基ネット広域住民票ファイル 	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部市民環境課市民窓口係
②所属長の役職名	市民環境課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民環境部市民環境課市民窓口係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1614
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人為的ミスを発生させないために、次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を記載した書類を郵送する際は、宛先や受取人の情報が誤っていないかをダブルチェックしている。 ・特定個人情報をシステムに入力する際は、入力誤りがないかダブルチェックしている。 ・特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住民基本台帳ネットワークシステムについては、アクセス可能な職員を限定しており、パスワード、静脈認証による厳格なアクセス制限を実施している。アクセス権限についても最小限としており、人事異動の際は権限の変更を実施し、不正なアクセスができないよう徹底している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項) ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) (1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22条の2、23、24、25、26条の3、27、28、31、32、33、37、38、39、40、41、43、43条の3、43条の4、44条の2、45、47、48、49条の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59条の2、59条の3) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>	事後	
平成29年7月14日	I 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	市民室市民窓口係	市民部市民課市民窓口係	事後	
平成29年7月14日	I 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民室長 高村 一彦	市民課長 中嶋 章夫	事後	
平成29年7月14日	I 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画総務室行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	事後	
平成29年7月14日	I 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民室市民窓口係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1614	市民部市民課市民窓口係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1614	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	Ⅱ 1..対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年7月14日	Ⅱ 2..取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	Ⅱ 1..対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	Ⅱ 2..取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年5月17日	新様式への変更	-	IVリスク対策の追記	事後	
令和1年5月17日	I 5..評価実施機関における 担当部署 ②所属長	市民課長 中嶋 章夫	市民課長	事後	
令和2年4月1日	I 4.情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法 令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、119の項)</p> <p>・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) (1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22条の2、23、24、25、26条の3、27、28、31、32、33、37、38、39、40、41、43、43条の3、43条の4、44条の2、45、47、48、49条の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59条の2、59条の3) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、119の項)</p> <p>・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) (1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43条の3、43条の4、44条の2、45、47、48、49条の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59条の2、59条の2の2、59条の3) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p>	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ 1..対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ 2..取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月1日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」(平成26年総務省令第85号)第35条第1項の規定により機構に対し事務の一部を委任する。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	<p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	事後	
令和5年1月1日	I 3.個人番号の利用法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <p>(平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <p>(平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月1日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、119の項) ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) (1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43条の3、43条の4、44条の2、45、47、48、49条の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59条の2、59条の2の2、59条の3) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) (1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2の2、31条の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43条の3、43条の4、44条の3、44条の5、45、47、48、49、49条の2、51、53、54、55、56、57、58、59、59条の2の2、59条の2の3、59条の3) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>	事後	
令和5年1月1日	I 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	市民部市民課市民窓口係	市民環境部市民環境課市民窓口係	事後	
令和5年1月1日	I 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長	市民環境課長	事後	
令和5年1月1日	I 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課行政係	総務部総務課情報推進係	事後	
令和5年1月1日	I 8.特定個人情報ファイル取扱いに関する問合せ	市民部市民課市民窓口係	市民環境部市民環境課市民窓口係	事後	
令和5年1月1日	II 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年1月1日	II 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月30日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村基幹業務支援システム(住民記録システム) ・住基ネットGWサーバー ・市町村CS ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー・ソフトウェア 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村基幹業務支援システム(住民記録システム) ・住基ネットGWサーバー ・市町村CS ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー・ソフトウェア ・申請管理システム 	事後	
令和8年1月30日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) (1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2の2、31条の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43条の3、43条の4、44条の3、44条の5、45、47、48、49、49条の2、51、53、54、55、56、57、58、59、59条の2の2、59条の2の3、59条の3) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない) 	事後	
令和8年1月30日	II 1..対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和8年1月1日 時点	事後	
令和8年1月30日	II 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和8年1月1日 時点	事後	
令和8年1月30日	IV 8.人手を介在させる作業	—	判断の根拠追記	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月30日	IV 11..最も優先度が高いと考えられる対策	—	判断の根拠追記	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、個人住民税の賦課に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

平成32年4月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、個人住民税の賦課等の管理を行う。 (1)課税資料(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書、住民税申告書等)の収集 (2)収集した課税資料のデータ化 (3)賦課期日現在の宛名情報と課税資料のマッチング (4)住民登録情報上の課税権の有無を判定(課税権の無いものは他自治体へ回送) (5)課税資料の整合性の精査、合算処理 (6)課税資料に基づく賦課決定 (7)納税義務者へ賦課決定通知を送付 (8)賦課決定により作成された課税台帳を庁内他課へ移転 (9)賦課情報については、課税根拠の訂正等により随時更正・修正、減免等受付 (10)課税台帳を元に、申請に応じて所得証明書等を発行、他市区町村等からの照会に回答
③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム(個人住民税システム) (2)国税連携システム (3)eLTAXシステム (4)京都市・市町村税務共同型申告支援システム (5)中間サーバー (6)統合宛名システム (7)番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下番号法)第9条別表第一の16の項 (2)地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(1)番号法第19条第7号 ・地方自治体が情報照会(別表第二の27の項) ・地方自治体が情報提供(別表第二の1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・23・26・27・28・29・31・34・35・37・39・40・42・48・54・57・58・59・61・62・63・64・65・66・67・70・71・74・80・84・87・91・92・94・97・101・102・103・106・107・108・113・114・115・116・117・120の項) (2)地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部税務・国保課税務係
②所属長の役職名	税務・国保課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部税務・国保課税務係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成32年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成32年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	5.評価実施機関における担当部署 ①部署	財務室市民税係	市民部税務課市民税係	事後	
平成29年7月14日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	財務室副室長(税務所管) 細野 英	税務課長 大上 仁志	事後	
平成29年7月14日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画総務室行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	事後	
平成29年7月14日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	財務室市民税係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	市民部税務課市民税係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	事後	
平成29年7月14日	1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年7月14日	2.取扱者数	平成27年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	2.取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年5月17日	新様式への変更	-	IVリスク対策の追記	事後	
平成31年5月17日	5.評価実施機関における担当部署 ①部署	市民部税務課市民税係	市民部税務・国保課税務係	事後	
平成31年5月17日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 大上 仁志	税務・国保課長	事後	
平成31年5月17日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民部税務課市民税係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	市民部税務・国保課税務係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	事後	
平成32年4月1日	1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
平成32年4月1日	2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、固定資産税の賦課に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

平成32年4月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、固定資産税の賦課等の管理を行う。 (1)賦課に係る業務 ・課税資料の入手 ・申告情報の入力 ・税額の通知 (2)減免に関する事務 (3)固定資産に関する証明書の発行(評価証明等)
③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム(固定資産税システム) (2)中間サーバー (3)統合宛名システム (4)番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下番号法)第9条別表第一の16の項 (2)地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(1)番号法第19条第7号 ・地方自治体が情報照会(別表第二の27の項) ・地方自治体が情報提供(別表第二の1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・23・26・27・28・29・31・34・35・37・39・40・42・48・54・57・58・59・61・62・63・64・65・66・67・70・71・74・80・84・87・91・92・94・97・101・102・103・106・107・108・113・114・115・116・117・120の項) (2)地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部税務・国保課税務係
②所属長の役職名	税務・国保課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市宇柳縄手345-1 電話 0772-45-1602
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部税務・国保課税務係 〒626-8501 京都府宮津市宇柳縄手345-1 電話 0772-45-1612

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成32年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成32年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	5.評価実施機関における担当部署 ①部署	財務室資産税係	市民部税務課資産税係	事後	
平成29年7月14日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	財務室副室長(税務所管) 細野 英	税務課長 大上 仁志	事後	
平成29年7月14日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画総務室行政係 〒626-8501 京都府宮津市宇柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市宇柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	事後	
平成29年7月14日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	財務室資産税係 〒626-8501 京都府宮津市宇柳縄手345-1 電話 0772-45-1613	市民部税務課資産税係 〒626-8501 京都府宮津市宇柳縄手345-1 電話 0772-45-1613	事後	
平成29年7月14日	1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年7月14日	2.取扱者数	平成27年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	2.取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年5月17日	新様式への変更	-	IVリスク対策の追記	事後	
平成31年5月17日	5.評価実施機関における担当部署 ①部署	市民部税務課市民税係	市民部税務・国保課税務係	事後	
平成31年5月17日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 大上 仁志	税務・国保課長	事後	
平成31年5月17日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民部税務課市民税係 〒626-8501 京都府宮津市宇柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	市民部税務・国保課税務係 〒626-8501 京都府宮津市宇柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	事後	
平成32年4月1日	1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
平成32年4月1日	2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、軽自動車税の賦課に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

平成32年4月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、軽自動車税の賦課等の管理を行う。 (1)原動機付自転車、小型特殊車両等の車両情報、課税情報等の登録・廃車(窓口業務) (2)軽二輪・軽四輪等の車両情報等の課税登録・廃車(京都地方税務協議会からの情報提供) (3)(1)、(2)により収集された情報から賦課期日に基づき賦課決定 (4)賦課決定後、納税義務者に対し納税通知書を発行 (5)減免に関する業務
③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム(軽自動車税システム) (2)中間サーバー (3)統合宛名システム (4)番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下番号法)第9条別表第一の16の項 (2)地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(1)番号法第19第7号・地方自治体が情報照会(別表第二の27の項) ・地方自治体が情報提供(別表第二の1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・23・26・27・28・29・31・34・35・37・39・40・42・48・54・57・58・59・61・62・63・64・65・66・67・70・71・74・80・84・87・91・92・94・97・101・102・103・106・107・108・113・114・115・116・117・120の項) (2)地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部税務・国保課税務係
②所属長の役職名	税務・国保課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部税務・国保課税務係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成32年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成32年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	5.評価実施機関における担当部署 ①部署	財務室市民税係	市民部税務課市民税係	事後	
平成29年7月14日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	財務室副室長(税務所管) 細野 英	税務課長 大上 仁志	事後	
平成29年7月14日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画総務室行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	事後	
平成29年7月14日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	財務室市民税係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	市民部税務課市民税係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	事後	
平成29年7月14日	1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年7月14日	2.取扱者数	平成27年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	2.取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年5月17日	新様式への変更	-	IVリスク対策の追記	事後	
平成31年5月17日	5.評価実施機関における担当部署 ①部署	市民部税務課市民税係	市民部税務・国保課税務係	事後	
平成31年5月17日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 大上 仁志	税務・国保課長	事後	
平成31年5月17日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民部税務課市民税係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	市民部税務・国保課税務係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	事後	
平成32年4月1日	1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
平成32年4月1日	2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、国民健康保険に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	地方税法及び国民健康保険法その他の法令に基づき、国民健康保険税の賦課・徴収、保険給付等に関する事務を行う。 (1)課税標準の決定・更正、税額の決定・更正、納税の告知、督促、滞納処分その他の賦課徴収、調査 (2)被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査、応答 (3)資格確認書、資格情報のお知らせ、高齢受給者証、限度額適用認定証等 (4)保険給付の支給 (5)保険医療機関等への一部負担金に係る措置、保険給付の一時差止 (6)保健事業の実施 (7)オンライン資格確認等システム稼働に係る資格履歴管理、機関別符号取得等
③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム(国民健康保険システム) (2)番号連携サーバー (3)中間サーバー (4)国保総合システム (5)国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	●番号法 第9条第1項、別表の24、44の項 ●番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 ●公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条 ●国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	●番号法 第19条第8号 ●番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 [情報提供]第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・78・80・81・87・88・93・97・106・109・115・119・125・131・145の項 [情報照会]第42・43・48・69・70・71の項 ●国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部税務・国保課国保年金係
②所属長の役職名	税務・国保課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	市民環境部税務・国保課国保年金係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1616
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とする。 システムへのアクセス権限を必要職員・必要業務に限定し、職員番号とパスワードによる認証により適切な管理を年度ごとに行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を扱う職員への研修受講を義務付けている。 ・システムへのアクセス権限を必要職員、必要業務に限定し、管理している。

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民年金に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、国民年金に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法及び同法施行令等に定められている法定受託事務を行う。 (1)被保険者の資格や年金受給者の管理 (2)日本年金機構(年金事務所)への移動報告・所得情報提供などの進達事務
③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム(国民年金システム) (2)番号連携サーバー (3)中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
年金資格情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	●番号法 第9条第1項、別表の46、128の項 ●番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部税務・国保課国保年金係
②所属長の役職名	税務・国保課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民環境部税務・国保課国保年金係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1616
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とする。 システムへのアクセス権限を必要職員・必要業務に限定し、職員番号とパスワードによる認証により適切な管理を年度ごとに行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を扱う職員への研修受講を義務付けている。 ・システムへのアクセス権限を必要職員、必要業務に限定し、管理している。

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	市税収納・徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、市税収納・徴収に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

平成32年4月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税収納・徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、市税の収納等の管理を行う。 (1)収納及び徴収の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務 (2)未納者への督促業務 (3)納税義務者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理業務 (4)納税義務者からの申請による減免決定等業務 (5)徴収金の欠損に関する業務 (6)他自治体等からの調査に対する回答及び他自治体等への調査業務 (7)番号法別表第二の事務に基づく、情報提供ネットワークと連携による情報の照会及び提供業務 (8)住民からの申請に基づく納税証明書等の納税に関する証明書等発行業務
③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム(収納システム) (2)中間サーバー (3)統合宛名システム (4)番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
収滞納管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下番号法)第9条別表第一の16の項 (2)地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(1)番号法第19条第7号・地方自治体が情報照会(別表第二の27の項) ・地方自治体が情報提供(別表第二の1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・23・26・27・28・29・31・34・35・37・39・40・42・48・54・57・58・59・61・62・63・64・65・66・67・70・71・74・80・84・87・91・92・94・97・101・102・103・106・107・108・113・114・115・116・117・120の項) (2)地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部税務・国保課税務係
②所属長の役職名	税務・国保課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部税務・国保課税務係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成32年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成32年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	5.評価実施機関における担当部署 ①部署	財務室市民税係	市民部税務課市民税係	事後	
平成29年7月14日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	財務室副室長(税務所管) 細野 英	税務課長 大上 仁志	事後	
平成29年7月14日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画総務室行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	事後	
平成29年7月14日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	財務室市民税係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	市民部税務課市民税係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	事後	
平成29年7月14日	1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年7月14日	2.取扱者数	平成27年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	2.取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年5月17日	新様式への変更	-	IVリスク対策の追記	事後	
平成31年5月17日	5.評価実施機関における担当部署 ①部署	市民部税務課市民税係	市民部税務・国保課税務係	事後	
平成31年5月17日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 大上 仁志	税務・国保課長	事後	
平成31年5月17日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民部税務課市民税係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	市民部税務・国保課税務係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	事後	
平成32年4月1日	1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
平成32年4月1日	2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	後期高齢者医療に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、後期高齢者医療に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	後期高齢者医療被保険者の資格等の管理を行う。 (1)資格取得等に関する事務 (2)給付に関する事務 (3)保険料の賦課徴収等の収納業務の事務
③システムの名称	(1)後期高齢者医療広域連合電算処理システム (2)市町村基幹業務支援システム(後期高齢者システム) (3)番号連携サーバー (4)中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	●番号法 第9条第1項、別表の85の項 ●番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	●番号法 第19条第8号 ●番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 [情報提供]第115の項 [情報照会]第117の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部税務・国保課国保年金係
②所属長の役職名	税務・国保課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民環境部税務・国保課国保年金係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1616
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とする。 システムへのアクセス権限を必要職員・必要業務に限定し、職員番号とパスワードによる認証により適切な管理を年度ごとに行っている。	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、介護保険に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、介護保険業務(保険給付の支給、地域支援事業の実施、保険料徴収等)の事務を行う。</p> <p>(1)申請書や届出書に関する審査 (2)被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理 (3)介護給付、予防給付等の支給 (4)要介護(要支援)認定、要介護(要支援)更新認定、要介護(要支援)状態の区分変更認定申請の受理、申請に係る審査 (5)介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査 (6)居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査 (7)保険料滞納者に係る支払方法の変更及び保険給付制限 (8)保険料の徴収及び賦課 (9)保険者事務共同処理業務</p> <p>※当市では「(9)保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p> <p>(10)地域支援事業等の実施に関する事務</p>
③システムの名称	<p>(1)市町村基幹業務支援システム(介護保険システム) (2)番号連携サーバー (3)中間サーバー (4)伝送通信ソフト</p> <p>※当市では「(4)伝送通信ソフト」は、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データ送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項別表の100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>＜情報照会＞ 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の131及び132の項 ＜情報提供＞ 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の 2.3.6.7.11.15.27.38.42.56.65.69.70.80.83.86.87.108.115.116.125.128.132.137.144.145.158及び161の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康・介護課介護認定係、介護給付係
②所属長の役職名	健康・介護課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部健康・介護課介護認定係、介護給付係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1676(介護認定係)、0772-45-1619(介護給付係)
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、「特定個人情報の記載がある申請書等の保管及び廃棄」の局面で、その取扱いに関して手作業が介在するが、キャビネットに格納され、関係職員しか閲覧できない状態で保管、文書規定に基づき保管期限後は廃棄(焼却)されることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> <div style="text-align: right;"><選択肢></div> </div> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	<p>システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行い、システムの操作権限を保有していない職員は、システム利用できないようにしたり、システムごとに必要な範囲しか閲覧できないようにしている。</p> <p>また、アクセスログも記録し、不正なアクセスがあれば確認できるようにしている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、介護保険業務(保険給付の支給、地域支援事業の実施、保険料徴収等)の事務を行う。</p> <p>(1)申請書や届出書に関する審査 (2)被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理 (3)介護給付、予防給付等の支給 (4)要介護(要支援)認定、要介護(要支援)更新認定、要介護(要支援)状態の区分変更認定申請の受理、申請に係る審査 (5)介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査 (6)居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査 (7)保険料滞納者に係る支払方法の変更及び保険給付制限 (6)保険料の徴収及び賦課</p>	<p>介護保険法に基づき、介護保険業務(保険給付の支給、地域支援事業の実施、保険料徴収等)の事務を行う。</p> <p>(1)申請書や届出書に関する審査 (2)被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理 (3)介護給付、予防給付等の支給 (4)要介護(要支援)認定、要介護(要支援)更新認定、要介護(要支援)状態の区分変更認定申請の受理、申請に係る審査 (5)介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査 (6)居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査 (7)保険料滞納者に係る支払方法の変更及び保険給付制限 (8)保険料の徴収及び賦課 (9)保険者事務共同処理業務 ※当市では「(9)保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p>	事後	
平成29年7月14日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<p>(1)市町村基幹業務支援システム (2)Topics21 介護保険システム (3)番号連携サーバ (4)中間サーバ</p>	<p>(1)市町村基幹業務支援システム (2)Topics21 介護保険システム (3)番号連携サーバ (4)中間サーバ (5)伝送通信ソフト ※当市では「(5)伝送通信ソフト」は、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データ送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の1.2.3.4.6.26.30.33.39.42.56の2.58.61.62.80.87.90.93.94.95.117の項	番号法第19条7号、別表第二の1.2.3.4.6.8.11.26.30.33.39.42.56の2.58.61.62.80.87.90.93.94.95.108.117の項	事後	
平成29年7月14日	5..評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉室介護保険係	健康福祉部地域福祉介護課介護保険係	事後	
平成29年7月14日	5..評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康福祉室長 山口 孝幸	地域福祉介護課長 廣瀬 政夫	事後	
平成29年7月14日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画総務室行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	事後	
平成29年7月14日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉室介護保険係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1619	健康福祉部地域福祉介護課介護保険係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1619	事後	
平成29年7月14日	1..対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年7月14日	2..取扱者数	平成27年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部地域福祉介護課介護保険係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1619	健康福祉部地域福祉介護課介護保険係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1619	事後	
平成30年6月1日	1..対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	2..取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月17日	新様式への変更	-	IVリスク対策の追記	事後	
令和1年5月17日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム (2)Topics21 介護保険システム (3)番号連携サーバー (4)中間サーバー (5)伝送通信ソフト ※当市では「(5)伝送通信ソフト」は、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データ送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	(1)市町村基幹業務支援システム(介護保険システム) (2)番号連携サーバー (3)中間サーバー (4)伝送通信ソフト ※当市では「(5)伝送通信ソフト」は、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データ送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事後	
令和1年5月17日	5..評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部地域福祉介護課介護保険係	健康福祉部健康・介護課介護認定係	事後	
令和1年5月17日	5..評価実施機関における担当部署 ②所属長	地域福祉介護課長 廣瀬 政夫	健康・介護課長	事後	
令和1年5月17日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部地域福祉介護課介護保険係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1619	健康福祉部健康・介護課介護認定係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1676	事後	
令和2年4月1日	5..評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部健康・介護課介護認定係	健康福祉部健康・介護課介護認定係、介護給付係	事後	
令和2年4月1日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部健康・介護課介護認定係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1676	健康福祉部健康・介護課介護認定係、介護給付係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1676(介護認定係)、0772-45-1619(介護給付係)	事後	
令和2年4月1日	1..対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	2..取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和5年1月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	※当市では「(5)伝送通信ソフト」は、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データ送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	※当市では「(4)伝送通信ソフト」は、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データ送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事後	
令和5年1月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の1.2.3.4.6.8.11.26.30.33.39.42.56の2.58.61.62.80.87.90.93.94.95.108.117の項	番号法第19条8号、第9号及び別表第二の1.2.3.4.6.8.11.26.30.33.39.42.46.56の2.58.61.62.80.87.90.93.94.95.108.117の項	事後	
令和5年1月1日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	事後	
令和5年1月1日	1..対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年1月1日	2..取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	新様式への変更	-	IVリスク対策 項目の追加 「8.人手を介在させる作業」 「11.最も優先度が高いと考えられる対策」	事後	様式変更に伴う修正
令和7年3月28日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一の第68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	番号法第9条第1項別表の100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月28日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条8号、9号及び別表第二の1.2.3.4.6.8.11.26.30.33.39.42.46.56の2.58.61.62.80.87.90.93.94.95.108.117の項	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の131及び132の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の2.3.6.7.11.15.27.38.42.56.65.69.70.80.83.86.87.108.115.116.125.128.132.137.144.145.158及び161の項	事後	
令和7年3月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	-	(10)地域支援事業等の実施に関する事務		ガバメントクラウド移行に伴う評価の再実施
令和7年3月28日	IV リスク対策	-	-		ガバメントクラウド移行に伴う評価の再実施

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童手当に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、児童手当に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

令和8年1月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当の受給者等の管理を行う。 (1) 児童手当の認定、支給額の増額及び受給資格確認 (2) 児童手当の受給情報の変更 (3) 児童手当の受給資格の消滅及び支給額の減額 特定公的給付に指定されたものに係る支給を行う。
③システムの名称	(1) 市町村基幹業務支援システム(児童手当システム) (2) 番号連携サーバ (3) 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル 口座情報登録・連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第81、135、平成26年内閣府・総務省令第5号第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第42,125項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第106,107,141,161項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表第160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子ども未来課子育て応援係
②所属長の役職名	子ども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部子ども未来課子育て応援係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1621
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[十分である]</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[十分である]</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項を遵守している。</p> <p>・申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。</p> <p>児童手当システムへのアクセスが可能な職員は、職員番号とパスワードによる認証によって限定し、アクセス権限の適切な管理を年度ごとに行っている。また、アクセスログを記録し、定期的にログ分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられ</p>
9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[十分に行っている]</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[十分である]</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>・職員への情報セキュリティ研修受講の徹底をしている。</p> <p>・システムの操作権限を保有していない職員は、システム利用不可になっている。</p> <p>・住民登録システム等、児童手当システム以外で使用するシステムの特定個人情報は、担当業務に必要な範囲しか閲覧できないように制限している。</p>

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	身体障害者手帳の交付に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

令和8年1月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき、住民からの身体障害者手帳交付申請を受理し、府への進達を行い、府が発行した身体障害者手帳を住民に交付する。
③システムの名称	・障害福祉システム ・中間サーバー ・ガバメントクラウド
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障がい者手帳に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(番号法)第9条第1項別表第20の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)(別表主務省令)第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・情報照会:番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、18、20、37の項 ・情報提供:情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宮津市 総務部総務課情報推進係 京都府宮津市柳縄手345-1 電話番号0772-45-1602(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宮津市 健康福祉部社会福祉課障害福祉係 京都府宮津市浜町3012 電話番号0772-45-1622(直通)
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー利用事務において、マイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、○申請者からのマイナンバー取得の徹底、○住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 ・申請書様式において、手続きに必要な項目のみの記載となっているか複数人による確認をおこなっている。 ・システムへのアクセス権限を必要職員・必要業務に限定し、不必要な情報を入手しない取り決めとしている。 	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> [<input type="checkbox"/> 十分に行っている] </div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] </div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> [<input type="checkbox"/> 十分である] </div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	・特定個人情報を扱う職員への研修受講を義務付けている。 ・システムへのアクセス権限を必要職員・必要業務に限定(権限の年度または随時管理)することで、権限のない者による不正使用を排除している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	5.評価実施機関における担当部署①部署	健康福祉室障害福祉係	健康福祉部社会福祉課障害福祉係	事後	
平成29年7月14日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	健康福祉室長 山口 孝幸	社会福祉課長 田中 修二	事後	
平成29年7月14日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	企画総務室行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	事後	
平成29年7月14日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉室障害福祉係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1622	健康福祉部社会福祉課障害福祉係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1622	事後	
平成29年7月14日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年7月14日	2. 取扱者数	平成27年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	社会福祉課長 田中 修二	社会福祉課長 林崎 芳紀	事後	
平成30年6月1日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉室障害福祉係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1622	健康福祉部社会福祉課障害福祉係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1622	事後	
平成30年6月1日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	2. 取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年5月17日	新様式への変更	—	IVリスク対策の追記	事後	
令和1年5月17日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	社会福祉課長 林崎 芳紀	社会福祉課長	事後	
令和2年4月1日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	2. 取扱者数	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和8年1月8日	新様式への変更	—	IVリスク対策の追記	事前	ガバメントクラウド移行に伴う再評価の実施
令和8年1月8日	評価書名	身体障害者手帳に関する事務	身体障害者手帳の交付に関する事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月8日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	宮津市は、身体障害者手帳に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	宮津市は身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
令和8年1月8日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務の名称	身体障害者手帳に関する事務	身体障害者手帳の交付に関する事務	事前	
令和8年1月8日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	身体障害者福祉法に基づく次の事務で取り扱う。 ①身体障害者手帳交付申請書の受理、審査及び申請に対する応答に関する事務 ②身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者手帳交付台帳整備に関する事務 ④氏名の変更又は居住地を移した場合の届出の受理、その届出に対する応答に関する事務 ⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務	身体障害者福祉法に基づき、住民からの身体障害者手帳交付申請を受理し、府への進達を行い、府が発行した身体障害者手帳を住民に交付する。	事前	
令和8年1月8日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	(1)障害福祉システム (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバー	・障害福祉システム ・中間サーバー ・ガバメントクラウド	事前	
令和8年1月8日	2.特定個人情報ファイル名	障害者福祉情報ファイル	身体障がい者手帳に関する情報ファイル	事前	
令和8年1月8日	3.個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第一の11の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(番号法)第9条第1項別表第20の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)(別表主務省令)第11条	事前	
令和8年1月8日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 16項、27項、28項、31項、54項、55項、56の2項、57項、79項、106項、116項 【情報照会の根拠】なし	・情報照会:番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、18、20、37の項 ・情報提供:情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない	事前	
令和8年1月8日	5.評価実施機関における担当部署	健康福祉部社会福祉課障害福祉係	健康福祉部社会福祉課	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月8日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	宮津市 総務部総務課情報推進係 京都府宮津市柳縄手345-1 電話番号0772-45-1602(直通)	事前	
令和8年1月8日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部社会福祉課障害福祉係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1622	宮津市 健康福祉部社会福祉課障害福祉係 京都府宮津市浜町3012 電話番号0772-45-1622(直通)	事前	
令和8年1月8日	1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和8年1月1日 時点	事前	
令和8年1月8日	2.取扱者数	令和5年1月1日 時点	令和8年1月1日 時点	事前	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	報酬等の源泉徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、報酬等の源泉徴収に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

平成32年4月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	報酬等の源泉徴収に関する事務
②事務の概要	所得税法等に基づき、報酬等を支払う者が、支払時に所得税等額を計算し、支払金額から控除して国等に納付する事務である。 本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ・報酬等の源泉徴収票作成及び支払調書の提出等に関する事務
③システムの名称	TopicsNEO人事給与システム、財務会計システム
2. 特定個人情報ファイル名	
TopicsNEO人事給与システムファイル、財務会計システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部総務課職員係
②所属長の役職名	総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部総務課職員係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1603

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成32年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成32年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

令和7年12月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・新型インフルエンザ等の予防接種の対象者の把握、実施、記録管理に関する事務 ・新型インフルエンザ等の予防接種の給付の支給に関する事務 ・新型インフルエンザ等の予防接種の実費徴収に関する事務 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明及び予防接種台帳の交付を行う。 上記の事務に関して、番号法別表第14及び第126に基づいて、各情報保有機関と中間サーバー、情報ネットワークを介して、情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	(1)健康管理システム (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第14及び第126 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条(予防接種関係)、第67条の2(新型インフル特措法関係) ・番号法第19条第16号(本人同意、同意取得困難) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表25、26、153、154の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表25、153の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康・介護課健康増進係
②所属長の役職名	健康・介護課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部健康・介護課健康増進係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1624
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分である。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [十分に行っている] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [十分である] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	システムにアクセスできる担当者を決めており、リスク対策は十分である。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月19日	評価書名	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事後	
令和4年3月19日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事後	
令和4年3月19日	I-1	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事後	
令和4年3月19日	I-1-②	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき実施する予防接種等に関する事務である。本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・新型インフルエンザ等の予防接種の対象者の把握、実施、記録管理に関する事務 ・新型インフルエンザ等の予防接種の給付の支給に関する事務 ・新型インフルエンザ等の予防接種の実費徴収に関する事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年3月19日	I-1-③	(1)健康管理システム (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバー	(1)健康管理システム (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバー (4)ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年3月19日	I-2	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種情報ファイル	予防接種情報ファイル	事後	
令和4年3月19日	I-3	番号法第9条第1項及び別表第一の93の2の項	・番号法第9条第1項 別表第一 10、93の2の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年3月19日	I-4	【情報提供の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の115の2の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の115の2の項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 16の2、16の3、115の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 16の2、16の3、17、18、19、115の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び用法を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事後	
令和4年3月19日	I-7	総務部総務課行政係	総務部総務課情報推進係	事後	
令和6年12月27日	I-1-②	・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。	削除	事後	
令和6年12月27日	I-1-②	・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書及び予防接種個人台帳の交付を行う。	事後	
令和6年12月27日	I-1-②	—	上記の事務に関して、番号法別表第十四及び第二百二十六に基づいて、各情報保有機関と中間サーバー、情報ネットワークを介して、情報の照会と提供を行う。	事後	
令和6年12月27日	I-1-③	(4)ワクチン接種記録システム(VRS)	削除	事後	
令和6年12月27日	I-3	・番号法第9条第1項 別表第一 10、93の2の項	・番号法第9条第1項 別表第14及び第126	事後	
令和6年12月27日	I-3	・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2	・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条(予防接種関係)、第67条の2(新型インフル特措法関係)	事後	
令和6年12月27日	I-3	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	・番号法第19条第16号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月27日	I-4-②	・番号法第19条第8号 別表第二 16の2、16の3、115の2の項	・番号法第19条第8号	事後	
令和6年12月27日	I-4-②	・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第59条の2	削除	事後	
令和6年12月27日	I-4-②	・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	削除	事後	
令和6年12月27日	I-4-②	・番号法第19条第8号 別表第二 16の2、16の3、17、18、19、115の2の項	・番号法第19条第8号	事後	
令和6年12月27日	I-4-②	・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の5、第12条の6、第13条、第13条の2	削除	事後	
令和6年12月27日	I-4-②	—	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表25、26、153、154の項	事後	
令和6年12月27日	IV-8 判断の根拠	—	複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分である。	事後	様式の変更に伴う修正
令和6年12月27日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式の変更に伴う修正
令和6年12月27日	IV-11 判断の根拠	—	システムにアクセスできる担当者を決めており、リスク対策は十分である。	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年12月16日	II-1、II-2	令和6年11月30日時点	令和7年11月30日時点	事後	
令和7年12月16日	IV. リスク対策	—	—	事後	ガバメントクラウド移行に伴う評価の再実施

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

令和7年12月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づき、成人健(検)診情報(①歯周疾患検診、②骨粗鬆症検診、③肝炎ウイルス検診、④胃がん検診、⑤肺がん検診、⑥大腸がん検診、⑦子宮頸がん検診、⑧乳がん検診)の管理、案内、結果通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。
③システムの名称	(1)健康管理システム (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民健診情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表 項番111 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 (照会)主務省令第2条の表 139の項 (提供)主務省令第2条の表 139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康・介護課健康増進係
②所属長の役職名	健康・介護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部健康・介護課健康増進係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1624
⑨ 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[]	人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分である。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業員に対する教育・啓発</p> </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	システムにアクセスできる担当者を決めており、リスク対策は十分である。

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

令和4年12月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、その影響により苦しんでいる子育て世帯に対し、「令和2年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要綱(令和3年11月26日付け府政経運第399号)」に基づき、子育て世帯への臨時特別給付金を支給する。特定個人情報ファイルは、支給要件の判定及び支給に関する事務で利用する。
③システムの名称	市町村基幹業務支援システム(個人住民税システム、児童手当システム) 中間サーバー 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の100の項番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8項 別表第二121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課子育て支援係
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部社会福祉課・子育て支援係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1621

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務等における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

令和7年12月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務(新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金)
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事務
③システムの名称	個人住民税システム、住民登録システム、自治体中間サーバー、統合番号連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特定公的給付ファイル(新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者情報)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表第135の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号、別表第135項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部社会福祉課・生活支援係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1623
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	次の事務取扱者等への教育研修を行っている。 ・事務取扱者への研修	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の支給事務【令和5年3月31日 終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の支給事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

令和7年12月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の支給事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」の支給に係る事務を実施するもの
③システムの名称	市町村基幹業務支援システム(個人住民税システム、児童手当システム) 中間サーバー 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
令和3年度子育て世帯臨時特別給付金受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第135項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表 第135項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子ども未来課子育て応援係
②所属長の役職名	子ども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部子ども未来課子育て応援係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1621
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	次の事務取扱者等への教育研修を行っている。 ・事務取扱者への研修	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

令和7年12月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務(令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金)
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ○令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事務
③システムの名称	個人住民税システム、住民登録システム、自治体中間サーバー、統合番号連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特定公的給付ファイル(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金対象者情報)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表第135の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号、別表第135項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課生活支援係
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部社会福祉課・生活支援係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1623
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	次の事務取扱者等への教育研修を行っている。 ・事務取扱者への研修	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	福祉医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、福祉医療費助成に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

令和8年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療費助成に関する事務
②事務の概要	宮津市子育て支援医療費助成事業実施要綱、宮津市福祉医療費支給事業実施要綱、宮津市重度心身障害老人健康管理費支給事業実施要綱、老人医療費の支給に関する条例に基づき、要件を満たす助成対象者に対し医療費の一部を助成している。 1 受給資格の認定申請等の受理、その申請に係る事実についての審査・決定に関する事務 2 変更の届出等の受理、その届出に係る事実についての審査に関する事務 3 支給・返還等に関する事務
③システムの名称	・市町村基幹業務支援システム(福祉医療システム) ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子育て支援医療費助成情報ファイル、福祉医療費支給情報ファイル、重度心身障害老人健康管理費支給情報ファイル、老人医療費の支給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年第36号)第3条第1項及び別表第1の4、5、6、7、8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・情報照会: 番号法第19条第9号 ・情報提供: 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部税務・国保課、健康福祉部社会福祉課、健康福祉部子ども未来課
②所属長の役職名	税務・国保課長、社会福祉課長、子ども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	市民環境部税務・国保課国保年金係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1616 健康福祉部社会福祉課地域福祉係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1618 健康福祉部子ども未来課子育て応援係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1621
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
	[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー利用事務において、マイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、○申請者からのマイナンバー取得の徹底、○住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 ・申請書様式において、手続きに必要な項目のみの記載となっているか複数人による確認をおこなっている。 ・システムへのアクセス権限を必要職員・必要業務に限定し、不必要な情報を入手しない取り決めとしている。

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [十分である]
判断の根拠	・特定個人情報を扱う職員への研修受講を義務付けている。 ・システムへのアクセス権限を必要職員・必要業務に限定(権限の年度または随時管理)することで、権限のない者による不正使用を排除している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月30日	新様式への変更	-	IVリスク対策の追記	事後	
令和8年1月30日	評価書名	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成に関する事務 基礎項目評価書	福祉医療費助成に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和8年1月30日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	宮津市は、Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	宮津市は、福祉医療費助成に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和8年1月30日	公表日	令和6年9月30日	令和8年1月30日	事後	
令和8年1月30日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務の名称	公費医療費助成に関する事務	福祉医療費助成に関する事務	事後	
令和8年1月30日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	宮津市子育て支援医療費助成事業実施要綱、宮津市福祉医療費支給事業実施要綱、宮津市重度心身障害老人健康管理費支給事業実施要綱、老人医療費の支給に関する条例、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(自立支援医療(更生医療・育成医療))に基づき、要件を満たす助成対象者に対し医療費の一部を助成している。本業務の実施に関し、特定個人情報ファイルを下記の通り使用する。 1 受給資格の認定申請等の受理、その申請に係る事実についての審査・決定に関する事務 2 変更の届出等の受理、その届出に係る事実についての審査に関する事務 3 支給・返還等に関する事務 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成に関する事務> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成	宮津市子育て支援医療費助成事業実施要綱、宮津市福祉医療費支給事業実施要綱、宮津市重度心身障害老人健康管理費支給事業実施要綱、老人医療費の支給に関する条例に基づき、要件を満たす助成対象者に対し医療費の一部を助成している。 1 受給資格の認定申請等の受理、その申請に係る事実についての審査・決定に関する事務 2 変更の届出等の受理、その届出に係る事実についての審査に関する事務 3 支給・返還等に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月30日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	・市町村基幹業務支援システム(福祉医療システム) ・障害者福祉システム ・中間サーバー ・Public Medical Hub(PMH)	・市町村基幹業務支援システム(福祉医療システム) ・中間サーバー	事後	
令和8年1月30日	2.特定個人情報ファイル名	子育て支援医療費助成情報ファイル、福祉医療費支給情報ファイル、重度心身障害老人健康管理費支給情報ファイル、老人医療費の支給情報ファイル、自立支援医療費(更生医療・育成医療)対象者ファイル	子育て支援医療費助成情報ファイル、福祉医療費支給情報ファイル、重度心身障害老人健康管理費支給情報ファイル、老人医療費の支給情報ファイル	事後	
令和8年1月30日	3.個人番号の利用	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の117項・番号法第9条第2項・番号法19条6号・本市の個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年第36号)第3条第1項及び別表第1の4、5、6、7、8の項	事後	
令和8年1月30日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144、145、146の項 ・番号法第19条第9号	・情報照会:番号法第19条第9号 ・情報提供:情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない	事後	
令和8年1月30日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民環境部税務・国保課国保年金係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1616 健康福祉部社会福祉課地域福祉係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1618 健康福祉部社会福祉課障害福祉係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1622 健康福祉部子ども未来課子育て応援係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1621	市民環境部税務・国保課国保年金係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1616 健康福祉部社会福祉課地域福祉係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1618 健康福祉部子ども未来課子育て応援係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1621	事後	
令和8年1月30日	1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年9月20日 時点	令和8年1月1日 時点	事後	
令和8年1月30日	2.取扱者 いつ時点の計数か	令和6年9月20日 時点	令和8年1月1日 時点	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(住民税非課税世帯等臨時特別給付金等) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(住民税非課税世帯等臨時特別給付金等)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するため、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(住民税非課税世帯等臨時特別給付金等)において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

令和6年10月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(住民税非課税世帯等臨時特別給付金等)
②事務の概要	<p>(1)「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」(令和4年5月26日付け府政経運第280号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知)による住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給の実施のための基礎とする情報の管理に関する事務【令和4年9月30日終了】</p> <p>【概要】 本給付金の支給対象者の選定及び申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。</p> <p>【事務処理】 ○対象者への支給 令和3年12月10日時点で住民基本台帳に登録のある者のうち、令和3年度分又は令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者又は均等割が減免された者のみで構成された世帯に対し、給付金の支給を行う。 ○家計急変者に対する支給 課税世帯であるものの、月の収入が均等割非課税相当に減収した世帯については、申請により、非課税相当と認められれば給付金を支給するため、当該申請に係る世帯申請書(請求書)及び申立書の審査を行う。</p> <p>(2)「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」(令和4年9月26日付け政経運第394号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知)による電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給の実施のための基礎とする情報の管理に関する事務【令和5年1月31日終了】</p> <p>【概要】 本給付金の支給対象者の選定及び申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。</p> <p>【事務処理】 ○対象者への支給 令和4年10月1日時点で住民基本台帳に登録のある者のうち、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者又は均等割が減免された者のみで構成された世帯に対し、給付金の支給を行う。 ○家計急変者に対する支給 課税世帯であるものの、月の収入が均等割非課税相当に減収した世帯については、申請により、非課税相当と認められれば給付金を支給するため、当該申請に係る世帯申請書(請求書)及び申立書の審査を行う。</p> <p>(3)電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金等支給の実施のための基礎とする情報の管理に関する事務【令和6年3月29日終了】</p> <p>【概要】 令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務実施要綱及び令和5年度物価高騰対応重点支援給付金事業実施要綱に基づく給付金の支給対象者の選定、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。</p> <p>【事務処理】 ○対象者への支給 ・基準日(令和5年6月1日及び令和5年12月1日)時点で住民基本台帳に登録のある者のうち、令和5年度住民税の均等割が非課税である者、均等割が減免された者又は均等割のみ課税である者のみで構成される世帯に対し、給付金の支給を行う。 ・基準日(令和5年12月1日)に住民基本台帳に登録のある者のうち、令和5年度住民税の均等割が非課税である者、均等割が減免された者又は均等割のみ課税である者のみで構成される世帯において扶養されている18歳以下(平成17年4月2日以降生まれ)の児童に対し、給付金の支給を行う。 ○家計急変者に対する支給 課税世帯であるものの、月の収入が均等割非課税相当に減収した世帯については、申請により、非課税相当と認められれば給付金を支給するため、当該申請に係る世帯申請書(請求書)及び申立書の審査を行う。</p> <p>(4)住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給の実施のための基礎とする情報の管理に関する事務</p> <p>【概要】 令和6年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業実施要綱に基づく給付金の支給対象者の選定及び申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。</p> <p>【事務処理】 ○対象者への支給 ・基準日(令和6年6月3日)時点で住民基本台帳に登録のある者のうち、令和6年度新たに住民税均等割が非課税である者、均等割が減免された者又は均等割のみ課税である者のみで構成される世帯に対し、給付金の支給を行う。 ・基準日(令和6年6月3日)に住民基本台帳に登録のある者のうち、令和5年度住民税の均等割が非課税である者、均等割が減免された者又は均等割のみ課税である者のみで構成される世帯において扶養されている18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)の児童に対し、給付金の支給を行う。</p>
③システムの名称	市町村基幹業務支援システム(個人住民税システム、住民記録システム)、自治体中間サーバー、団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名	
特定公的給付(住民税非課税世帯等臨時特別給付金等)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第74条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和3年/内閣府・総務省/告示第1号)第5号、第7号及び第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和5年/デジタル庁・総務省/告示第23号)第37号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和6年/デジタル庁・総務省/告示第1号) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和6年/デジタル庁・総務省/告示第7号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第1項第8号 別表第2の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務命令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7条)第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部社会福祉課生活支援係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 0772-45-1623

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(住民税非課税世帯等臨時特別給付金等) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(住民税非課税世帯等臨時特別給付金等)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するため、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(住民税非課税世帯等臨時特別給付金等)において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

令和6年10月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(住民税非課税世帯等臨時特別給付金等)
②事務の概要	<p>(1)「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」(令和4年5月26日付け府政経運第280号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知)による住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給の実施のための基礎とする情報の管理に関する事務【令和4年9月30日終了】</p> <p>【概要】 本給付金の支給対象者の選定及び申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。</p> <p>【事務処理】 ○対象者への支給 令和3年12月10日時点で住民基本台帳に登録のある者のうち、令和3年度分又は令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者又は均等割が減免された者のみで構成された世帯に対し、給付金の支給を行う。 ○家計急変者に対する支給 課税世帯であるものの、月の収入が均等割非課税相当に減収した世帯については、申請により、非課税相当と認められれば給付金を支給するため、当該申請に係る世帯申請書(請求書)及び申立書の審査を行う。</p> <p>(2)「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」(令和4年9月26日付け政経運第394号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知)による電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給の実施のための基礎とする情報の管理に関する事務【令和5年1月31日終了】</p> <p>【概要】 本給付金の支給対象者の選定及び申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。</p> <p>【事務処理】 ○対象者への支給 令和4年10月1日時点で住民基本台帳に登録のある者のうち、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者又は均等割が減免された者のみで構成された世帯に対し、給付金の支給を行う。 ○家計急変者に対する支給 課税世帯であるものの、月の収入が均等割非課税相当に減収した世帯については、申請により、非課税相当と認められれば給付金を支給するため、当該申請に係る世帯申請書(請求書)及び申立書の審査を行う。</p> <p>(3)電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金等支給の実施のための基礎とする情報の管理に関する事務【令和6年3月29日終了】</p> <p>【概要】 令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務実施要綱及び令和5年度物価高騰対応重点支援給付金事業実施要綱に基づく給付金の支給対象者の選定、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。</p> <p>【事務処理】 ○対象者への支給 ・基準日(令和5年6月1日及び令和5年12月1日)時点で住民基本台帳に登録のある者のうち、令和5年度住民税の均等割が非課税である者、均等割が減免された者又は均等割のみ課税である者のみで構成される世帯に対し、給付金の支給を行う。 ・基準日(令和5年12月1日)に住民基本台帳に登録のある者のうち、令和5年度住民税の均等割が非課税である者、均等割が減免された者又は均等割のみ課税である者のみで構成される世帯において扶養されている18歳以下(平成17年4月2日以降生まれ)の児童に対し、給付金の支給を行う。 ○家計急変者に対する支給 課税世帯であるものの、月の収入が均等割非課税相当に減収した世帯については、申請により、非課税相当と認められれば給付金を支給するため、当該申請に係る世帯申請書(請求書)及び申立書の審査を行う。</p> <p>(4)住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給の実施のための基礎とする情報の管理に関する事務</p> <p>【概要】 令和6年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業実施要綱に基づく給付金の支給対象者の選定及び申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。</p> <p>【事務処理】 ○対象者への支給 ・基準日(令和6年6月3日)時点で住民基本台帳に登録のある者のうち、令和6年度新たに住民税均等割が非課税である者、均等割が減免された者又は均等割のみ課税である者のみで構成される世帯に対し、給付金の支給を行う。 ・基準日(令和6年6月3日)に住民基本台帳に登録のある者のうち、令和5年度住民税の均等割が非課税である者、均等割が減免された者又は均等割のみ課税である者のみで構成される世帯において扶養されている18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)の児童に対し、給付金の支給を行う。</p>
③システムの名称	市町村基幹業務支援システム(個人住民税システム、住民記録システム)、自治体中間サーバー、団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名	
特定公的給付(住民税非課税世帯等臨時特別給付金等)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第74条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和3年/内閣府・総務省/告示第1号)第5号、第7号及び第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和5年/デジタル庁・総務省/告示第23号)第37号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和6年/デジタル庁・総務省/告示第1号) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和6年/デジタル庁・総務省/告示第7号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第1項第8号 別表第2の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務命令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7条)第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部社会福祉課生活支援係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 0772-45-1623

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)に掲げる留意事項を遵守している ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とする。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残す。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認する。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	宮津市側のシステムにおいては、端末へのログインには、静脈とパスワードによる2要素認証を取り入れるとともに情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務【令和6年5月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

令和6年10月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務
②事務の概要	食費等の物価高騰の影響を受けている低所得の子育て世帯に対し、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要綱(令和5年4月10日付こ支家第14号)」に基づき、支給対象者が養育する児童1人あたり5万円を支給する。特定個人情報ファイルは、支給要件の審査及び支給に関する事務で利用する。
③システムの名称	市町村基幹業務システム(個人住民税システム、児童手当システム) 中間サーバー 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第10条 ・番号法第9条第1項 別表 第135項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第135項 ・番号法表の主務省令で定める事務を定める命令第74条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子ども未来課子育て応援係
②所属長の役職名	子ども未来課
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市宇柳縄手345-1 電話 0772-45-1602
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部子ども未来課子育て応援係 〒626-8501 京都府宮津市宇浜町3012 電話 0772-45-1621
9. 規則第9条第2項の適用 [○]適用した	
適用した理由	経済事情の急激な変動による影響を緩和するために特定公的給付の支給を行うにあたり、特定個人情報ファイルを支給要件の審査及び支給に関する事務で利用することで、迅速かつ確実に支給対象者に支給を実施するため。

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」により示された留意事項を遵守して事務を行っている。 特定個人情報に関する記載のある文書については、施錠できる場所に保管しており、取扱いに十分な注意を払っている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「宮津市特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針及び取扱規程」、「宮津市情報セキュリティポリシー」及び個人情報保護委員会が策定する「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理等を講じることを徹底する運用としていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられる。	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	令和6年度物価高騰対策給付金の支給に関する事務(調整給付)基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、令和6年度物価高騰対策給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な処置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

令和6年12月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和6年度物価高騰対策給付金の支給に関する事務(調整給付)
②事務の概要	経済対策の一環として令和6年度税制改正により措置される所得税及び個人住民税の定額減税の実施に当たり、減税しきれないと見込まれる納税義務者へ給付金を支給するため、次の事務を行う。 ・公金受取口座情報を照会し、取得した口座情報を確認書に印刷する。
③システムの名称	市町村基幹業務支援システム(個人住民税システム、住民記録システム、定額減税補足給付金システム)、自治体中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
調整給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項及び別表第一の101の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和5年デジタル庁・総務省告示第24号) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座登録等に関する法律第10条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座登録等に関する法律第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示(令和5年デジタル庁告示第11号)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部税務・国保課税務係
②所属長の役職名	税務・国保課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市宇柳縄手345-1 電話 0772-45-1602
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民環境部税務・国保課税務係 〒626-8501 京都府宮津市宇柳縄手345-1 電話0772-45-1612
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月26日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月26日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[]	人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人為的ミスが発生しないよう定額減税補足給付金システムを導入した。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	研修計画を策定のうえ、当該業務に従事する職員や管理責任者への研修を行うとともに、管理責任者により適切な監督を行っているため

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(低所得者向け給付金) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(低所得者向け給付金)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するため、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宮津市長

公表日

令和7年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務(低所得者向け給付金)
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ○令和6年度低所得者向け給付金の支給事務
③システムの名称	個人住民税システム、住民登録システム、自治体中間サーバー、統合番号連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特定公的給付(低所得者向け給付金)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項別135の項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部社会福祉課 京都府宮津市字柳縄手345-1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部社会福祉課 0772-45-1623
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類
[基礎項目評価書] <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	次の事務取扱者等への教育研修を行っている。 ・事務取扱者への研修	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	障害児通所給付費等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は児童福祉法に基づく障害児通所給付費等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

令和8年1月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児通所給付費等に関する事務
②事務の概要	児童福祉法に基づく障害児通所給付費、障害児相談支援給付費等の支給に関する事務を行う。 ①支給決定に関する事務 ②変更決定に関する事務 ③取消決定に関する事務
③システムの名称	・障害福祉システム ・中間サーバー ・ガバメントクラウド
2. 特定個人情報ファイル名	
障がい児通所支援に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(番号法)第9条第1項別表第9の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)(別表主務省令)第8条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・情報照会: 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、80、144、155の項 ・情報提供: 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、15、16、20の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宮津市 総務部総務課情報推進係 京都府宮津市柳縄手345-2 電話番号0772-45-1602(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宮津市 健康福祉部社会福祉課障害福祉係 京都府宮津市浜町3012 電話番号0772-45-1622(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー利用事務において、マイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、○申請者からのマイナンバー取得の徹底、○住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 ・申請書様式において、手続きに必要な項目のみの記載となっているか複数人による確認をおこなっている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> </div> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	・特定個人情報を扱う職員への研修受講を義務付けている。 ・システムへのアクセス権限を必要職員・必要業務に限定(権限の年度または随時管理)することで、権限のない者による不正使用を排除している。

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	自立支援給付に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

令和8年1月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援給付に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 ①障害福祉サービスの支給決定に関する事務 ②障害支援区分の認定に関する事務 ③自立支援医療費の進達、支給決定に関する事務 ④補装具の支給決定に関する事務 ⑤地域生活支援事業の支給決定に関する事務
③システムの名称	・障害福祉システム ・中間サーバー ・ガバメントクラウド
2. 特定個人情報ファイル名	
障がい福祉サービスに関する情報ファイル、自立支援補装具に関する情報ファイル、自立支援医療費に関する情報ファイル、地域生活支援日常生活用具に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(番号法)第9条第1項別表第117の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)(別表主務省令)第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・情報照会:番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表15、37、75、144、145の項 ・情報提供:番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144、145の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宮津市 総務部総務課情報推進係 京都府宮津市柳縄手345-1 電話番号0772-45-1602(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宮津市 健康福祉部社会福祉課障害福祉係 京都府宮津市浜町3012 電話番号0772-45-1622(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー利用事務において、マイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、○申請者からのマイナンバー取得の徹底、○住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 ・申請書様式において、手続きに必要な項目のみの記載となっているか複数人による確認をおこなっている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> </div> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	・特定個人情報を扱う職員への研修受講を義務付けている。 ・システムへのアクセス権限を必要職員・必要業務に限定(権限の年度または随時管理)することで、権限のない者による不正使用を排除している。

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

令和8年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成に関する事務
②事務の概要	<p>宮津市子育て支援医療費助成事業実施要綱、宮津市福祉医療費支給事業実施要綱、宮津市重度心身障害老人健康管理費支給事業実施要綱、老人医療費の支給に関する条例、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(自立支援医療(更生医療・育成医療))、宮津市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱に基づき、要件を満たす助成対象者に対し医療費の一部を助成している。本業務の実施に関し、特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成に関する事務></p> <ul style="list-style-type: none">・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・市町村基幹業務支援システム(福祉医療システム)・障害福祉システム(G-Trust II、G-Trust III)・Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
子育て支援医療費助成情報ファイル、福祉医療費支給情報ファイル、重度心身障害老人健康管理費支給情報ファイル、老人医療費の支給情報ファイル、自立支援医療(更生医療)に関する情報ファイル、自立支援医療(育成医療)に関する情報ファイル、自立支援医療(特別対策)に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の117項・番号法第9条第2項・宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年第36号)第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施しない]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部税務・国保課、健康福祉部社会福祉課、健康福祉部子ども未来課
②所属長の役職名	税務・国保課長、社会福祉課長、子ども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
	総務部総務課情報推進係

請求先	〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民環境部税務・国保課国保年金係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1616 健康福祉部社会福祉課地域福祉係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1618 健康福祉部社会福祉課障害福祉係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1622 健康福祉部子ども未来課子育て応援係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1621
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー利用事務において、マイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、○申請者からのマイナンバー取得の徹底、○住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うこと を厳守している。 ・申請書様式において、手続きに必要な項目のみの記載となっているか複数人による確認をおこなっている。 ・システムへのアクセス権限を必要職員・必要業務に限定し、不必要な情報を入手しない取り決めとしている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [<input type="checkbox"/> 十分に行っている] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [<input type="checkbox"/> 十分である] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	・特定個人情報を扱う職員への研修受講を義務付けている。 ・システムへのアクセス権限を必要職員・必要業務に限定(権限の年度または随時管理)することで、権限のない者による不正使用を排除している。

